

目標：2020年『大気環境をさらに改善する』 微小粒子状物質(PM2.5)の環境保全目標*を達成する
 *：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること（H21.9.9告示 環境基準）

目標：2020年 『環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する』

現状(PM2.5の常時監視測定結果)及び高濃度が予測される場合の対応等

2018年度は、55局（うち府所管26局）で連続測定を実施。一般局（38局）では34局で環境保全目標を達成（達成率は89.5%）し、自排局（17局）では14局で達成（達成率は82.4%）。年平均濃度は、緩やかな改善傾向。

高濃度が予測される場合に注意喚起等を実施。（2013年3月以降）

◆注意喚起

府は、国の暫定指針値（日平均濃度70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予測される場合に、防災情報メールやホームページ等で注意喚起を実施。【実績】2014年2月26日

◆黄砂情報（府独自の取組み）

大阪管区気象台が「黄砂に関する気象情報」を発した場合は、PM2.5濃度が高くなる可能性があるため、注意喚起とは別に、「黄砂とPM2.5のお知らせ」を防災情報メール等で発信。

【実績】2014年5月30日、31日 2016年4月24日 2017年5月7日



現状 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づく環境リスクの高い化学物質の排出量は2010年度より減少している。

【排出量】

17,220トン（2010年度）⇒14,851トン（2017年度）

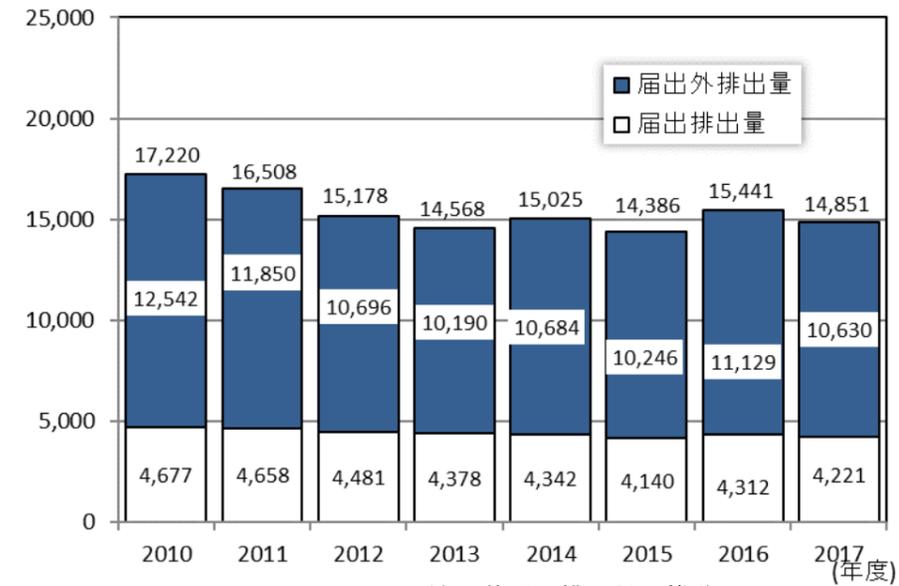


図1 PRTR法に基づく排出量の推移

【事業所における排出削減対策】

- 届出排出量の多い事業所などに重点的に立入検査を行い、化学物質の排出の抑制や有害性が低い代替物質への転換を指導している。（2018年度は98件の立入検査を実施）
- また、府条例で取扱量を届出させ、取扱量に対する排出量の比率を前年度と比較するなどして、きめ細かな指導を行っている。
- 化学物質管理の最新の動向等を紹介する事業者向けセミナーを開催している。
- 事業者が削減対策を検討・実施するにあたり参考となるよう、排出量削減の対策事例等について情報提供を行っている。

今後の取組み

●事業所における排出削減対策

- 届出排出量の多い事業所などに、引き続き環境リスクの低減に向けた取組みの指導・助言を行うとともに、対策事例の情報提供等を行う。

●権限移譲市町村に対するサポート

- 府と一体となった運用を行うため、権限移譲した市町村（25市町村）が事業者に対して、法や条例に基づき適切な指導や助言ができるよう、市町村に対する技術研修、情報提供等を行う。

PRTR法の特徴

化学物質については、その種類が非常に多く、有害性も多様
 ⇒人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある化学物質について、事業者が排出量等を把握し、それを行政が公表することにより、事業者が自ら排出量を削減していく（有害性の低い他の化学物質に転換）する手法がとられている。

【発生源対策の実施】

●PM2.5の排出削減につながる粒子状物質全体の削減対策を実施

【固定発生源対策】

大気汚染防止法や府条例に基づく、工場や事業場のばい煙発生施設への立入指導等により、『ばいじん』及び二次粒子のもととなるNOx、SOx、VOCの排出抑制を実施。

【移動発生源対策】

自動車NOx・PM法に基づく総量削減計画〔第3次〕（2013.6策定）、府条例に基づく流入車規制などの対策を推進。

※環境農林水産総合研究所と連携し、科学的知見の集積を踏まえたより効果的な対策を検討するため、府内12局での成分分析により、高濃度の要因や発生源の寄与割合の把握等を実施。

今後の取組み

- 二次粒子生成への発生源別の寄与割合など発生機構が未解明であり、国内対策は確立されていないが、濃度は改善傾向であり、当面はこれまで実施してきた府域の粒子状物質全体の削減対策を着実に推進する。

目標：2020 年

『人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する』

BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標の B 類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。

現状

河川の水質は、工場・事業場の排水規制や下水道の整備などによって全体的に改善傾向にあり、BOD 3mg/L 以下を満たす河川の割合は 2018 年度は 8 割に達している。

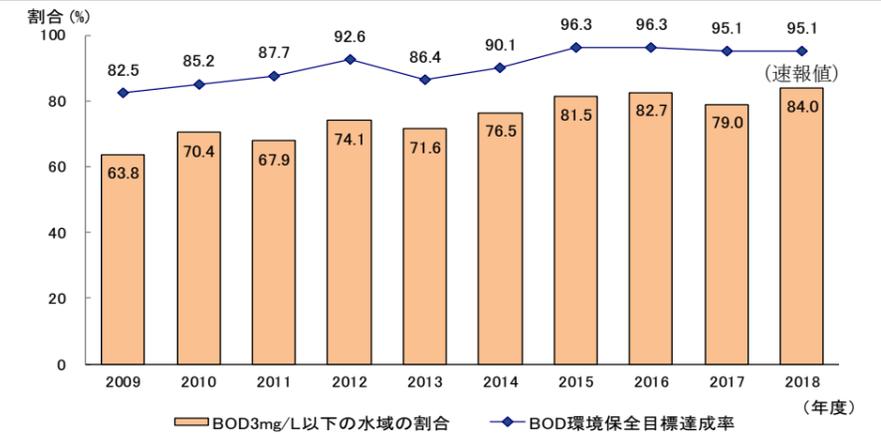
＜府内河川における状況＞

BOD の環境保全目標達成状況

2011 年度 87.7% ⇒ 2018 年度 95.1% (速報値)

BOD 3mg/L 以下の水域の割合

2011 年度 67.9% ⇒ 2018 年度 84.0% (速報値)



事業の内容及び取組状況

●水質汚濁防止の事業場規制

【規制指導の概要】（事業場数は 2018 年度末）

○施設の設置等の規制

法・条例対象施設の設置・変更を行う事業場は、以下の手続が必要

- ・届出 水質汚濁防止法及び府生活環境保全条例に基づく届出
- ・許可 法対象事業場のうち、最大排水量 50 m³/日以上の上記事業場では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可

○排出水の規制

・濃度規制（河川等への排出水の濃度を規制（排水基準））

＜生活環境項目＞pH、BOD、COD、SS 等 15 項目 + 色・臭気

【対象】平均排水量 30 m³/日以上の上記事業場【641 事業場】

（府：160 事業場、政令市：268 事業場、権限移譲市町村：213 事業場）

→ 水濁法一律基準+上乘せ条例

＜有害物質＞鉛、水銀、VOC、ふっ素、ほう素等 28 項目

【対象】有害物質を使用する全ての事業場【619 事業場】

（府：123 事業場、政令市：386 事業場、権限移譲市町村：110 事業場）

・総量規制（汚濁負荷量（排出する汚濁物質の総量（濃度×排水量））を規制）

【対象】平均排水量 50 m³/日以上の上記事業場【397 事業場】

（府：80 事業場、政令市：173 事業場、権限移譲市町村：144 事業場）

【項目】COD、窒素、りん

※府域の規制指導は、府、政令市（法で権限を移譲：11 市）、権限移譲市町村（府が条例で権限移譲：18 市町村）により実施

【2018 年度の実績（取組指標に対する結果）】（府の実績）

- ・排水基準が適用される事業場等に対して、立入検査（採水を含む）をのべ 494 回実施（試料採取・分析件数：229 件）
- ・立入検査の結果に基づき、必要に応じて改善指導を行い、基準の遵守徹底を図った。（排水基準超過等に対し、文書指導等を計 24 件実施）

今後の取組み

COD、窒素、りんの総量削減計画に基づく総量規制など事業場排水の規制・指導を、市町村と連携し着実に進める。また、下水道施設の計画的な改築更新を行い、下水道の機能維持に取り組むとともに、合流式下水道の改善や高度処理化を効率的に実施する。下水道が整備されない地域では、合併処理浄化槽等の普及促進や、汚濁負荷削減の府民啓発などの生活排水対策を推進する。

●生活排水対策事業

＜生活排水適正処理率 2011 年度 93.7% ⇒ 2017 年度 95.8%＞

生活排水処理施設整備の事業主体である市町村の生活排水処理計画の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進している。

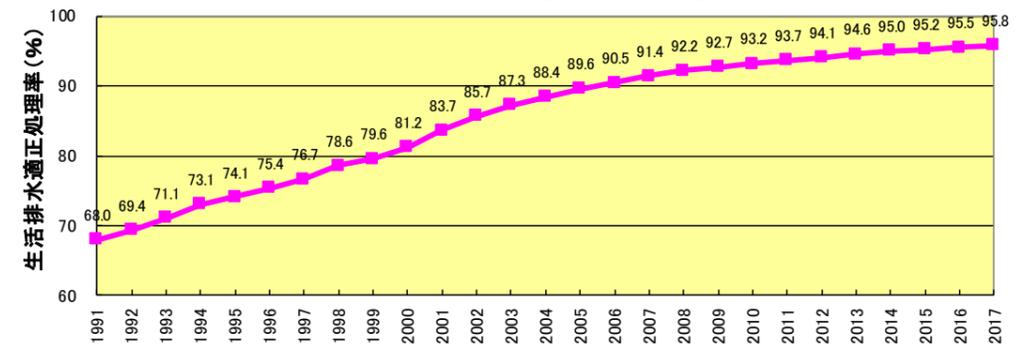
府域の生活排水適正処理率は、生活排水処理施設の整備に伴い、着実に向上してきており、2017 年度末現在で 95.8%となっている。

処理形態別人口と割合

(2017 年度末現在)

整備手法	生活雑排水処理人口				生活雑排水未処理人口	総人口	
	公共下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽	コミュニティプラント			
処理人口(千人)	8230.8	0.8	235.9	0.4	8467.9	375.7	8843.7
構成(%)	93.1	0.0	2.7	0.0	95.8	4.2	100.0

大阪府域の生活排水適正処理率の推移



また、「大阪府生活排水対策推進月間」（2 月）を中心に、イベントや街頭啓発を通じて家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図っている。

●下水道事業

＜下水道普及率 2011 年度 94.6% ⇒ 2018 年度 96.5%＞

流域下水道では、水みらいセンター（下水処理場）や幹線などの基幹施設は概成していることから、下水道施設の計画的な改築更新を行い下水道の機能維持に取り組んでいる。また、改築更新にあわせて合流式下水道の改善や高度処理化についても実施している。

市町村に対し技術的支援を行うなど、下水道未普及地域の解消に取り組んでいる。

●浄化槽整備事業

＜2011～2017 年度 延べ 978 基設置＞

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部助成及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する事業を実施する市町村への府費補助金の交付を引き続き行うなど、浄化槽整備の促進を図っている。

